

全教職員、学生 各位

大型連休期間における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、4月24日に福島県を始めとする東北6県及び新潟県並びに仙台市、新潟市は「東北・新潟緊急共同宣言」を発出しました。

これは、感染拡大の防止と早期の収束を目指し、不退転の決意で、地域一丸となって取り組んでいくという強いメッセージとなっています。4月20日の福島県の緊急事態措置以降、本学においては、病院機能は従来どおり維持しつつ、その他の業務については、必要最低限の人員体制とすることで、人と人との接触機会を極力減らす努力を続けているところですが、この大型連休期間においては、改めて下記の事項に十分に留意し、本学は、福島県の医療における最後の砦であるとの自覚のもと、感染防止対策の徹底を強くお願いします。

併せて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策に取り組むとともに、在宅勤務や時差通勤、年次有給休暇の取得等により、人と人との接触を低減する取組についても引き続き徹底をお願いします。

記

- 1 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動を自粛すること。
- 2 クラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等への外出については特に控えること。
- 3 通院や生活必需品の買い物等のため外出をする場合であっても、3密(密閉・密集・密接)を避けることを徹底すること。

令和2年4月28日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 竹之下 誠一